

全国公立文化施設協会研修員受入制度並びに平成 28 年度受入れ募集について

## 1 趣旨

全国の劇場・音楽堂等の公立文化施設に勤務する職員に、全国公立文化施設協会の業務に従事しながら、経験や知識を深め、今後の派遣元の施設での活動に活かしていただくことを目的とする。

## 2 対象

現在、公立文化施設を運営する団体等に所属する職員、または、近い将来公立文化施設の運営を行うことが確定している団体等に属する職員（施設開設準備室等を含みます。）

## 3 受入期間

原則として、1年間とします。（ただし、特段の事情があれば、一年未満6か月以上の場合も認めることとし、1回更新最大2年間までとします。）

## 4 受入人数

若干名

## 5 給与等

研修期間中の給与等は、現所属団体で負担していただきます。

ただし、住居地から通勤することが不可能で、新たに住居の借り上げ等が必要な場合は、1月の住居借上げ家賃月額（共益費等は含まない）の2分の1（最大5万円まで）を協会で負担します。

また、業務上必要な出張等については、協会の旅費規程に基づき支給します。

## 6 従事業務

当協会が実施する研修会や講座、相談業務、情報収集提供、調査研究などの公益事業等の業務

## 7 派遣・受入手続

派遣する団体と個別に研修員受入に関する覚書等を締結します。

## 8 平成 28 年度受入期間

平成 28 年 4 月 1 日

## 9 申込期限

平成 28 年 2 月 1 日（月）（ただし、応募が予定人員を超えた時点で締め切らせていただく場合がございます。）